

大子町森林整備計画変更計画書

計画期間 自 平成31年 4 月 1 日
至 平成41年 3 月31日
(令和11年 3 月31日)

令和4年3月29日

茨 城 県
大 子 町

目 次

I	基本的な考え方	1
1	大子町の森林資源及び林業・木材産業の現状	
2	森林整備の基本方針	
3	具体的な取組事項	
II	森林の整備に関する事項	
第1	立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項は除く）	6
1	樹種別の立木の標準伐期齢	
2	立木の伐採（主伐）の標準的な方法	
3	その他必要な事項	
第2	造林に関する事項	8
1	人工造林に関する事項	
2	天然更新に関する事項	
3	植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項	
4	森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林の命令の基準	
5	その他必要な事項	
第3	間伐を実施すべき標準的な林齢，間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準	13
1	間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法	
2	保育の種類別の標準的な方法	
3	その他必要な事項	
第4	公益的機能別施業森林の整備等の整備に関する事項	16
1	公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における森林施業の方法	
2	木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法	
3	その他必要な事項	
第5	委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項	19
1	森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大に関する方針	
2	森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策	
3	森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項	
4	その他必要な事項	
第6	森林施業の共同化の促進に関する事項	20
1	森林施業の共同化の促進に関する方針	
2	施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策	
3	共同して森林施業を実施する上での留意すべき事項	

4	その他必要な事項	
第7	作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項	21
1	効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項	
2	路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項	
3	作業路網の整備に関する事項	
4	その他必要な事項	
第8	その他必要な事項	24
1	林業に従事する者の養成及び確保に関する事項	
2	森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項	
3	林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項	
Ⅲ	森林の保護に関する事項	25
第1	鳥獣害の防止に関する事項	
1	鳥獣害防止森林区域及び当該区域における鳥獣害の防止の方法	
第2	森林病虫害の駆除及び予防，火災の予防その他森林の保護に関する事項	
1	森林病虫害の駆除又は予防の方法	
2	鳥獣による森林被害対策の方法（第1に掲げる事項を除く）	
3	林野火災の予防の方法	
4	森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項	
5	その他必要な事項	
Ⅳ	森林の保健機能の増進に関する事項	27
1	保健機能森林の区域	
2	保健機能森林の区域内の森林における造林，保育，伐採その他の施業の方法	
3	保健機能森林の区域内森林における森林保健施設の設備	
4	その他必要な事項	
Ⅴ	その他森林の整備のために必要な事項	28
1	森林経営計画の作成に関する事項	
2	生活環境の整備に関する事項	
3	森林整備を通じた地域振興に関する事項	
4	森林の総合利用の推進に関する事項	
5	住民参加による森林整備に関する事項	
6	その他必要な事項	
(附)	参考資料	30

I 基本的な考え方

1 大子町の森林資源及び林業・木材産業の現状

本町は、茨城県の最北西部に位置し、北は福島県、西は栃木県に接しており、東西19km、南北28kmで、総面積325.78km²と県全体の約20分の1を占めている。町面積の約8割は八溝山系と阿武隈山系からなる山岳地であり、県内最高峰の八溝山をはじめとするこれら山間から流れ出る中小河川は数多く、これら各河川沿いに狭いながら耕地と集落が形成されている。この自然条件のなか、奥久慈県立自然公園の指定を受けており、日本三名瀑の一つ袋田の滝をはじめ、眺望の良い八溝山・高笹山・男体山等の山並みと自然景観に恵まれ、森林浴の道やハイキングコースの整備も進められ、都市住民のレクリエーションの場として親しまれている。また、本町は県内屈指の温泉郷で、大子・袋田温泉の他に町営温泉保養センター森林の温泉、月居温泉等があり、大小20の旅館、ホテルがあるほか、全国植樹祭の行われた奥久慈憩いの森、町内5箇所にキャンプ場があり、その施設に合わせて付近の広葉樹林等の林内整備を総合的に行い、キャンパーや町民の憩いの場として提供している。本町の森林面積は、25,581haであり、そのうち民有林面積20,498ha、蓄積5,707千m³であり、ha当たりの蓄積は、246m³となっている。民有林の人工林面積は、14,128haであり、人工林率69.3%と高い比率を占め、伐期を迎える林分も多く存在することから林業生産活動を通じた適切な森林整備を図るとともに、計画的な伐採を推進することが重要である。

2 森林整備の基本方針

当町でも、大子町第6次総合計画に基づいて、「林業の振興と豊かな森林の保全」を推進することとし、主伐や間伐の推進による成熟した森林資源の利用を図りながら、効率的な再生林の推進や広葉樹植栽による林相の改良などに取組み、森林の持つ公益的機能の維持強化を図る。また、地域資源である漆や楮などの特用林産物を活用した山村振興、公共建築物等への町産木材の利用促進などに重点的に取組むこととする。

なお、八溝多賀地域森林計画の「森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項」を踏まえ、次のとおり定める。

3 具体的な取組事項

(1) 森林整備の推進

【現状】

○森林は、木材等の林産物の供給、水源の涵養や^{かん}県土の保全、地球温暖化の防止など多面的な機能を有している。

○町内の森林資源は、充実し利用期を迎えている。

○所有形態は小規模・零細な森林所有者が大半を占め、多くの所有者は林業に対する関心が低い状況にある。

【課題】

○八溝山系の良質な杉材をはじめとした木材生産を積極的に進めつつも、森林経営に向かない人工林については、針広混交林化を進めるなどし、公益的機能が十分発揮されるよう適正かつ計画的に整備を進める必要がある。

○林業を地域の産業として自立したものにするため、森林施業団地の集約化を推進するとともに、路網整備や高性能林業機械の導入促進により低コスト化を図る必要があることや境界が不明確な森林も多く整備が進まない状況にある。

【対応策】

○国や県の補助金等を活用し、主伐や間伐の推進による成熟した森林資源の利用を図りながら、効率的な再生林の推進を図る。

○「森林経営計画」の作成を推進するほか、「伐採および伐採後の造林の届出制度」等を適正に運用し、計画的な森林整備を確保する。

○国有林との連携による「森林共同施業団地」や「公益的機能維持増進協定」の活用、森林経営の受委託の一層の推進を図る。

○林道等をはじめとする、路網整備の推進を図る。

○県と連携し、労働力の育成・確保に努めるとともに、事業者等への高性能林業機械の導入を支援する。

○町が保有する地籍情報等を森林所有者や事業者等に提供し、境界の明確化等を支援する。

(2) 木材利用の促進

【現状】

- 木材利用の推進は、森林の多面的機能の発揮や地域経済の活性化など様々な効果が期待できる。
- 町内において生産される八溝山系の杉材は、良質材として知られている。
- 町内には木質バイオマス発電施設等が整備されている。

【課題】

- 未利用間伐材の活用方法を含め、木材を地域で使う「地産地消」を進める必要がある。

【対応策】

- 県と連携の上、「いばらき木づかい運動」を推進し、町民に対し木材利用の意義について普及啓発を図る。
- 町の公共建築物等における木造化等を推進するとともに、木質バイオマスを燃料等として利用することを検討する。

(3) 特用林産物の生産振興

【現状】

- 茨城県の漆生産量は国内第二位を誇り、当町の漆もその一翼を担ってきたが、漆掻き職人等は減少傾向にある。

【課題】

- 漆の生産振興を図るため、漆掻き職人の育成や漆の植栽地等を確保する必要がある。

【対応策】

- 茨城県と連携し、漆掻き職人の育成・確保に取り組むとともに、漆の植栽を推進する。

(4) 空間としての森林資源の利活用

【現状】

- 町内には、八溝山を中心とする八溝地区と久慈川・久慈山地を中心とする男体地区からなる「奥久慈県立自然公園」があり、優れた自然の景観を残し、町内はもとより隣接住民にも保健、休養の場を提供している。特に、八溝地区の自然環境はすばらしく、山頂付近にはブナ、ミズナラの原生林と共にダケカンバの大木がみられる。
- 大子町は平成29年度に森林セラピー基地の認定を受け、充実した森林セラピーを受けることのできる様々な施設や環境を整備し、高柴の「奥久慈憩いの森」をはじめとした町内において、健康増進やリラックスを目的とした包括的なプログラムを提供している。

【課題】

- 自然公園等の森林は、必ずしも整備が行き届いているとは言い難い状況にあり、歩道や標識類を含め、保健文化機能の維持増進を図るための整備を推進する必要がある。

【対応策】

- 自然公園等におけるイベント等を企画・実施する。
- 国、県、住民等の関係機関と連携し、保健文化機能の維持増進、利用者の安全を確保するための歩道や標識類等の整備を推進する。

(5) 地域の目指すべき森林資源の姿

森林の有する機能に望ましい森林資源の姿

森林の有する機能	望ましい森林資源の姿
水源涵養機能 <small>かん</small>	下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄えるすき間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林。
保健・レクリエーション機能	身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健・教育活動に適した施設が整備されている森林。
文化機能	史跡、名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化活動に適した施設が整備されている森林。
木材等生産機能	林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され、成長量が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林。

(6) 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

森林の整備及び保全に当たっては、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、生物多様性の保全及び地球温暖化の防止に果たす役割及びに近年の地球温暖化に伴い懸念される集中豪雨の増加等の自然環境の変化も考慮しつつ、適正な森林施業の実施や森林の保全の確保により健全な森林資源の維持増進を推進する。これらを実現していくため、地域の森林の内容並びに森林に関する自然的条件及び社会的要請を総合的に勘案の上、重視する機能に応じた森林の区分を「水源涵養機能」、「保健・レクリエーション機能」、「文化機能」、「木材等生産機能」と位置づけた森林整備を推進し、望ましい森林資源の姿に誘導するよう努めるものとする。

森林の有する機能ごとの森林整備及び森林施業の基本方策

森林の有する機能	森林施業の基本方策
水源涵養機能 <small>かん</small>	ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林並びに地域の用水源として重要なため池、湧水地及び溪流等の周辺に存する森林は、水源涵養機能の維持増進を図る森林としての施業を推進する。
保健・レクリエーション機能	観光的に魅力ある高原、渓谷等の自然景観や植物群落を有する森林、キャンプ場や森林公園等の施設を伴う森林など、国民の保健・教育的利用等に適した森林は、保健・レクリエーション機能の維持増進を図る森林としての施業を推進する。
文化機能	史跡、名勝等の所在する森林や、これらと一体となり優れた自然景観等を形成する森林は、潤いある自然景観や歴史的風致を構成する観点から、文化機能の維持増進を図る森林としての施業を推進する。
木材等生産機能	林木の生育に適した森林で、効率的な森林施業が可能な森林は、木材等生産機能の維持増進を図る森林としての施業を推進することとする。

II 森林の整備に関する事項

第1 立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項は除く。）

1 樹種別の立木の標準伐期齢

八溝多賀地域森林計画の「立木の標準伐期齢に関する指針」に基づき、次のとおり定める。

地 域	樹 種				
	ス ギ	ヒノキ	マ ツ	クヌギ	その他広葉樹
全 域	40年	45年	35年	12年	15年

注) 但し、標準伐期齢に達した時点での森林の伐採を促すためのものとししない。

2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

立木の伐採のうち主伐については、更新（伐採跡地（伐採により生じた無立木地）が、再び立木地になること）を伴う伐採であり、その方法については、以下に示す皆伐又は択伐によるものとする。

皆伐：皆伐は、主伐のうち択伐以外のものとする。皆伐に当たっては、気候、地形、土壌等の自然的条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、適切な伐採区域の形状、1箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置に配慮し、伐採面積の規模に応じて、少なくともおおむね20ヘクタールごとに保残帯を設け適確な更新を図ることとする。

択伐：択伐については、主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹郡を単位として伐採区域全体ではおおむね均等な割合で行うものであり、材積に係る伐採率が30%以下（伐採後の造林が植栽による場合にあっては、40%以下）の伐採とする。択伐に当たっては、森林の有する多面的機能の維持増進は図られる適正な林分構造となるよう一定の立木材積を維持するものとし、適切な伐採率によることとする。

なお、立木の伐採の標準的な方法を進めるに当たっては、以下のア～カまでに留意する。

ア 森林の有する多面的機能の維持増進を図ることを旨とし、皆伐及び択伐の標準的な方法について、立地条件、地域における既往の施業体系、樹種の特性、木材の需要構造、森林の構成等を勘案する。

イ 森林の生物多様性の保全の観点から、野生生物の営巣等に重要な空洞木について、保残等に努める。

ウ 森林の多面的機能の発揮の観点から、伐採跡地が連続することのないよう、伐採跡地間の距離として、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保する。

エ 伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新の方法を定めその方法を勘案して伐採を行うものとする。特に、伐採後の更新を天然更新による場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実等に配慮する。

オ 林地の保全、雪崩、落石等の防止、風害等の各種被害の防止、風致の維持等のため、溪流周辺や尾根筋等に保護樹帯を設置する。

カ 上記ア～オに定めるものを除き、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」（令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知）のうち、立木の伐採方法に関する事項を踏まえることとする。

3 その他必要な事項

特になし

第2 造林に関する事項

1 人工造林に関する事項

(1) 人工造林対象樹種

区 分	樹 種 名	備 考
人工造林の対象樹種	スギ, ヒノキ, マツ, クヌギ, ケヤキ, ナラ, カエデ	

(注) 上記以外の樹種を植栽する場合は、林業普及指導員又は大子町農林課に相談すること。

(2) 人工造林の標準的な方法

ア 人工造林の標準的な方法

樹種	仕立ての方法	標準的な植栽本数 (本/ha)	備考
スギ	中仕立	3,000 ~ 3,500	
	疎仕立	1,500 ~ 3,000	
ヒノキ	密仕立	3,500 ~ 4,000	
	中仕立	3,000 ~ 3,500	
	疎仕立	1,500 ~ 3,000	

人工造林の造林樹種について、施業の効率性や地位級等の立地条件を踏まえ、既存の植栽本数や保安林の指定施業要件を勘案して、仕立ての方法別に1ヘクタール当たりの標準的な植栽本数を植栽する。また、定められた標準的な植栽本数の範囲を超えて植栽しようとする場合は、林業普及指導員又は大子町農林課とも相談の上、適切な植栽本数を決定する。

イ その他人工造林の標準的な方法

区分	標準的な方法
地拵えの方法	<p>地拵えは、傾斜地においては「全刈り地拵え」又は「筋置き地拵え」とし、平坦地では「筋置き地拵え」によるものとする。「全刈り地拵え」の場合、伐採木の枝条や刈り払い物を山腹の適当な場所に蓄積するか、谷側に巻き落とすことにより、植付けの際の障害物を全面的に取り除くものとする。谷筋への巻き落としは、最も肥沃な沢沿い地を埋めないように留意する。また、地力に低下が著しいと考えられる場所には、雑草木類や末木枝条を散布する「枝条散布地拵え」とする。「筋置き地拵え」は伐採木の枝条や刈り払い物を斜面に一定間隔に筋状に整理することにより、表土の流出防止を図り、平坦地または傾斜地での作業の効率化を図るため、等高線上の横筋に配列するものとする。</p>
植付けの方法	<p>苗木は、目的、植栽地の条件（気候・地形・地質・土壌等）及び苗木の特性に適した樹種または品種を選定し、植付け前は苗木を風当たりの少ない日陰に仮植し、また、仮植から植え付けまでの苗木の移動においては、根に強い光線や風を当てないようにして十分乾燥に注意するものとする。植付けは、無風の曇天又は降雨直後に行い、晴天が続いた時は降雨を待って植付け、また、植付け後は、苗木の根の周りを落葉やその他地被物で覆い、乾燥を防ぐようにするものとする。また、伐採後速やかに造林を行う一貫作業やコンテナ苗の導入等による低コスト再造林を推進するものとする。</p>
植栽の時期	<p>植栽時期は苗木の成長開始直前4月から6月の春植えによるものとする。しかし、乾燥の激しい時や、農作業等との競合による植付け労務の不足などの止むを得ない場合は、秋植えとする。ただし、秋植えは、地上部の成長が休止し、根部の成長が続いている9月下旬から10月上旬に行うものとする。</p>

(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

森林資源の積極的な造成を図り、林地の荒廃を防止するため、人工造林による更新は、皆伐による伐採跡地については、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して、原則として2年以内とする。また、択伐による伐採跡地については、伐採による森林の公益的機能への影響を考慮し、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して、原則として5年以内とする。

2 天然更新に関する事項

天然更新については、前生稚樹の生育状況、母樹の存在など森林の現況、気候、地形、土壌等の自然的条件、林業技術体系等からみて、主として天然力の活用によりの確な更新が図られる森林において行い、森林の確実な更新を図ることとする。

(1) 天然更新の対象樹種

天然更新の対象樹種	スギ、ヒノキ、アカマツ、カヤ、モミ等
ぼう芽による更新が可能な樹種	コナラ、クヌギ、シラカシ、オニグルミ、ヤマザクラ、ウワミズザクラ、イロハモミジ、イタヤカエデ、クリ、ケヤキ、アカシデ、イヌシデ、スザジイ、タブノキ、ホオノキ、ミズキ 等

(2) 天然更新の標準的な方法

ア 天然更新の対象樹種の期待成立本数

樹種	期待成立本数
全樹種	1ha 当たり 10,000 本以上

天然更新を行う際には、その本数に10分の3を乗じた本数以上の本数(ただし、草丈以上のものに限る。)を成立させることとする。

なお、天然更新した立木の本数に算入すべき立木の高さである草丈については、地域の植生等を勘案して定めるものとする。また、天然更新に当たって、地表処理、刈出し、植込み、芽かきの方法その他天然更新補助作業として定めるものとし、ぼう芽更新による場合には、ぼう芽の発生状況等を考慮し、必要に応じ、芽かき又は植込みを行うものとする。

イ 天然更新補助作業の標準的な方法

区分	標準的な方法
地表処理	ササや粗腐植の堆積等により天然下種更新が阻害されている箇所において、かき起こし、枝条整理等の作業を行う。
刈出し	ササなどの下層植生により天然稚樹の生育が阻害される箇所について行う。更新完了まで必要な回数を行う。
植込み	天然稚樹等の生育状況等を勘案し、天然更新の不十分な箇所に必要な本数を植栽する。
受光伐	後継樹の生育の支障となる樹木の伐採や枝払い等を行う。
芽かき	ぼう芽更新による場合、立地条件、全生樹種、発生状況等を考慮して行う。

ウ その他天然更新の方法

伐採後の造林を天然更新として場合には、確実な更新を図るために、適時に更新状況を確認し、早期に更新の完了が見込まれない森林については、天然更新補助作業等の実施を検討するものとする。天然更新が困難な森林については、早急な更新を図るために、植栽によるものとする。

なお、天然更新完了の確認を行うにあたっては、茨城県天然更新完了基準を準用するものとする。

天然更新完了基準

伐採跡地の天然更新の完了は、次の項目をすべて満たした場合とする。

項 目		天然更新完了基準
後継樹の状況	後継樹の樹高	1 m以上かつ草丈以上
	後継樹の密度	1 ha 当たり 3, 0 0 0 本以上
	その他	ササ類や草本類の繁茂などにより更新を阻害されるおそれがない。

※この表は、茨城県天然更新完了基準の一部である。

(3) 伐採跡地の天然更新すべき期間

森林の有する公益的機能の維持及び早期回復を旨として当該伐採が完了した日を含む年度の翌年度の初日から換算して伐採後5年以内に更新するものとする。

3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項

(1) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準

八溝多賀地域森林計画で定める「植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針」に基づき、「天然更新完了基準書作成の手引きについて」（平成24年3月30日付け23林整計第365号林野庁森林整備部計画課長通知）に示す設定例を基本に、その基準を定める。具体的には同通知の（解説編）の3の3-2の4における設定例（現況が針葉樹人工林であり、母樹となり得る高木性の広葉樹林が更新対象地の斜面上方や周囲100m以内に存在せず、林床にも更新樹種が存在しない森林）を基本とする。

(2) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

森林の区域	備 考

4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準

(1) 更新に係る対象樹種

ア 人工造林の場合

1の(1)による。

イ 天然更新の場合

2の(1)による。

(2) 生育し得る最大の立木の本数

生育し得る最大の立木の本数を10,000本/haとし、後継樹の密度が3,000本/ha以上となるよう更新する。

5 その他必要な事項

特になし

第3 間伐を実施すべき標準的な林齢，間伐及び保育の標準的な方法その他
間伐及び保育の基準

1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

樹種	施業体系	間伐を実施すべき標準的な林齢				標準的な方法	備考
		初回	2回目	3回目	4回目		
スギ	一般中径材生産	15～25	20～35	25～40	—	平均樹高約 11m，平均胸高直径約 13cm で初回間伐を実施し，本数間伐率約 20～25%程度で3回実施する。主伐時本数は約 1,200～1,500 本程度となる。 中庸の密度管理を行う。	標準伐期齢を超える森林は 15 年に 1 回，標準伐期齢以下の森林は 10 年に 1 回の間伐を実施する。
	一般大径材生産	15～25	20～30	30～40	40～55	平均樹高約 11m，平均胸高直径約 13cm で初回間伐を実施し，成長初期の肥大成長を抑えるよう弱度の間伐（本数間伐率約 20～25%）で密度を保ち，2回目以降 30～35%程度で林木を疎立させる。主伐時本数は約 600～700 本程度となる。	標準伐期齢を超える森林は 15 年に 1 回，標準伐期齢以下の森林は 10 年に 1 回の間伐を実施する。
	良質材生産	15～30	20～35	—	—	10.5cm 角以上で長さ 3m 以上の無節芯持柱材を生産目標とし，樹幹が通直完満で断面が正円に近い木を対象とし，平均樹高約 11m，平均胸高直径約 13cm で初回間伐を実施し，本数間伐率約 25～30%を保つ。主伐時本数は	標準伐期齢を超える森林は 15 年に 1 回，標準伐期齢以下の森林は 10 年に 1 回の間伐を実施する。

						約 2,000 本程度となる。	
ヒノキ	一般材生産	20～30	25～40	35～50	—	平均樹高約 11m, 平均胸高直径約 15cm で初回間伐を実施し, 本数間伐率約 30～35%を保てるように 3 回間伐を実施する。主伐時本数は約 700～800 本程度となる。	標準伐期齢を超える森林は 15 年に 1 回, 標準伐期齢以下の森林は 10 年に 1 回の間伐を実施する。

2 保育の種類別の標準的な方法

八溝多賀地域森林計画の「保育の種類別の標準的な方法に関する指針」に基づき、次のとおり定める。

保育の種類	樹種	実施すべき標準的な林齢及び回数																					
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22
下刈り	スギ	1	1	1	1	1	1	1															
	ヒノキ	1	1	1	1	1	1	1															
つる切り	スギ							1			1												
	ヒノキ							1			1												
除伐	スギ								1			1											
	ヒノキ								1			1											
枝打ち	スギ					1				1			1			1			1				
	ヒノキ						1				1			1			1			1			1

保育の種類	標準的な方法	備考
下刈り	雑草木類の繁茂状況及び林木の育成状況に応じて造林後、毎年1回以上行う。下刈りの終期は、概ね7年生とし、林木の生育状況、雑草木類の繁茂状況に応じて適期に行うものとする。	
つる切り	つる類の繁茂状況に応じて行う。	
除伐	除伐の対象木は、材木に育成に支障となる広葉樹・かん木類及び形質不良木とする。	
枝打ち	病虫害等の発生を予防するとともに優良材を得るために行う。実施時期は、成長休止期の12月～3月上旬頃とする。	

3 その他必要な事項

特になし

第4 公益的機能別施業森林の整備等の整備に関する事項

1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法

(1) 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

ア 区域の設定

水源涵養保安林や干害防備保安林，ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林，地域の用水源として重要なため池，湧水池，溪流等の周辺に存する森林，水源涵養機能の評価区分が高い森林など水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林を表-1により定めるものとする。

イ 森林施業の方法

森林施業の方法として，下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とし，伐期の間隔の拡大を図ることとする。当該森林の伐期齢の下限について，樹種及び地域ごとに標準伐期齢に10年を加えた林齢を定めるものとする。以下の伐期齢の下限に従った森林施業を推進すべき森林の区域を表-2に定めるものとする。

森林の伐期齢の下限

地 域	樹 種				
	スギ	ヒノキ	マツ	クヌギ	その他広葉樹
全 域	50年	55年	45年	22年	25年

(2) 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林について，天然地形界等を区画して定めるものとする。

ア 区域の設定

保健保安林，風致保安林，都市緑地法に規定する緑地保全地域及び特別緑地保全地区，都市計画法に規定する風致地区，文化財保護法に規定する史跡名勝天然記念物に係る森林，キャンプ場・森林公園等の施設を伴う森林などの国民の保健・教育的利用等に適した森林，史跡等と一体となり優れた自然景観等を形成する森林，保健文化機能の評価区分が高い森林等を表-1により定めるものとする。

イ 森林施業の方法

森林施業の方法として、憩いと学びの場を提供する観点からの広葉樹の導入を図る施業や美的景観の維持・形成に配慮した施業を推進する。ただし、適切な伐区の形状・配置等により、伐採後の林分においてこれらの機能の確保ができる森林は、長伐期施業を推進すべき森林として定めるものとし、主伐を行う伐期齢の下限について、樹種別、地域別に標準伐期齢のおおむね2倍以上の林齢とするとともに、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図る。それぞれの森林の区域については表-2により定める。

長伐期施業を推進すべき森林の伐期齢の下限

地 域	樹 種				その他広葉樹
	スギ	ヒノキ	マツ	クヌギ	
全 域	80年	90年	70年	24年	30年

※おおむね、表中の林齢を下限とする。

2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法

(1) 区域の設定

林木の生育に適した森林、林道等の開設状況等から効率的な施業が可能な森林、木材生産機能の評価区分が高い森林で、自然的条件等から一体化として森林施業を行うことが適当と認められる森林について、木材等生産機能の維持増進を図る森林を表-1により定めるものとする。この際、区域内において1の機能と重複する場合には、それぞれの機能の発揮に支障がないように定める。

(2) 森林施業の方法

森林施業の方法として、木材等林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給するため、生産目標に応じた主伐の時期及び方法を定めるとともに、適切な造林、保育及び間伐等を推進することを基本とし、森林施業の集約化、路網整備や機械化等を通じた効率的な森林整備を推進する。

なお、特に効率的な施業が可能な森林の区域のうち、人工林については、原則として、皆伐後には植栽による更新を行うこととする。

表－1

区 分	森林の区域（林班）	面積（ha）
水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	1～45, 53～94, 97～107, 109～110, 121～130, 134～163, 168～180, 182, 190～198, 207, 210～211, 227～228, 241, 276, 280～295, 300, 305～308, 311, 326～338, 340～351, 353～357, 360～368, 379～381, 391～423	13,611.70
保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	40～42, 72, 189, 327～329, 337	517.37
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	1～39, 43～71, 73～188, 190～326, 330～336, 338～423	19,980.27
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち、特に効率的な施業が可能な森林		

表－2

施業の方法	森林の区域（林班）	面積（ha）
伐期の延長を推進すべき森林	1～45, 53～94, 97～107, 109～110, 121～130, 134～163, 168～180, 182, 190～198, 207, 210～211, 227～228, 241, 276, 280～295, 300, 305～308, 311, 326～338, 340～351, 353～357, 360～368, 379～381, 391～423	13,611.70
長伐期施業を推進すべき森林	40～42, 72, 189, 327～329, 337	517.37
複層林施業を推進すべき森林	複層林施業を推進すべき森林（択伐によるものを除く）	
	択伐による複層林施業を推進すべき森林	
特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進すべき森林		

3 その他必要な事項

特になし

第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針

森林所有者の意向、森林組合等林業事業体の状況、市場の動向等を的確に把握する体制を整備し、相互の情報提供と活用を図ることにより、森林施業の受委託の一層の推進を図る。特に、不在村森林所有者には、相談会の開催等を通じ、施業意欲の喚起と施業委託の働きかけを積極的に行う。また、長期の施業等の委託が円滑に進むよう、施業内容やコストを明示した提案型施業の普及及び定着を促進する。

2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策

森林所有者（不在村を含む）等への長期の施業の委託等森林の経営の委託の働きかけ、森林の経営の受託等を担う林業事業体等の育成、施業の集約化に取り組む者に対する森林の経営の受託等に必要な情報の提供、助言及びあっせん、地域協議会の開催による合意形成、森林の経営の受託、森林の信託、林地の取得等の方法等、森林の施業又は経営の受託等による経営規模の拡大を推進する。

3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項

特になし

4 森林経営管理制度の活用に関する事項

森林所有者が自ら森林組合等に施業の委託を行うなどにより森林の経営管理を実行することができない場合には、森林経営管理制度の活用を図り、森林所有者から経営管理権を取得した上で、林業経営に適した森林については意欲と能力のある林業経営者に経営管理実施権を設定するとともに、経営管理実施権の設定が困難な森林及び当該権利を設定するまでの間の森林については、森林環境譲与税を活用しつつ、適切な森林の経営管理を推進する。

5 その他必要な事項

特になし

第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

1 森林施業の共同化の促進に関する方針

小規模森林所有者の共同化のため、森林所有者との合意形成を図りながら森林組合等と連携して、施業実施協定の締結を促進する。

2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

森林施業の共同化を推進するため、森林施業共同化重点実施地区を定めるものとする。当該地区内を中心に県内及び町の支援のもとに、森林組合が森林施業の共同化の必要性を指導し、森林所有者の合意形成を図りながら、施業実施協定の締結を促進し、森林施業の実行確保を図る。

3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

- (1) 森林施業計画を共同で作成する者（以下「共同作成者」という。）全員により各年度の当初等に、年次別の実施計画を作成して所有者等による実施管理を行うこととし、間伐を中心として施業は可能な限り共同で又は意欲のある林業事業者等への共同委託により実施すること。
- (2) 作業路網その他の施設の維持運営は、共同作成者の共同により実施すること。
- (3) 共同作成者の一つが施業等の共同化につき遵守しないことにより、その者が他の共同作成者に不利益を被らせることがないよう、予め個々の共同作成者が果たすべき責務等を明らかにすること。
- (4) 共同作成者の合意の下、施業実施協定の締結に努めること。

4 その他必要な事項

特になし

第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項

区 分	作業システム	路網密度 (m/ha)		
		基幹路網	細部路網	合計
緩傾斜地 (0° ~15°)	車両系	35 以上	75 以上	110 以上
中傾斜地 (15° ~30°)	車両系	25 以上	60 以上	85 以上
	架線系	25 以上	—	25 以上
急傾斜地 (30° ~35°)	車両系	15 以上	45<35>以上	60<50>以上
	架線系	15 以上	5<—>以上	20<15>以上
急峻地 (35° ~)	架線系	5 以上	—	5 以上

- (注) 1 「架線系作業システム」とは、林内に架設したワイヤーロープに取り付けた搬器等を移動させて木材を吊り上げて集積するシステムをいう。
- 2 「車両系作業システム」とは、林内にワイヤーロープを架設せず、車両系の林業機械により林内の路網を移動しながら木材を集積、運搬するシステムをいう。フォワーダ等を活用する。
- 3 「急傾斜地」の<>書きは、広葉樹の導入による針広混交林化など育成複層林へ誘導する森林における路網密度である。

2 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項

路網整備等推進区域	面積(ha)	開設予定路線	開設予定延長(m)	対図番号	備考
該当なし					

3 作業路網の整備に関する事項

(1) 基幹路網に関する事項

ア 基幹路網の作設にかかる留意点

路網の整備に当たっては、施業対象地を有機的に連結する林道・林業専用道、森林作業道の整備を促進することとし、間伐の実施や多様な森林への誘導等に必要森林施業をより効率的に実施するための路網に重点化して整備する。

また、森林所有者が共同利用できる作業拠点施設、災害防止施設、その他森林整備に必要な施設の整備を推進し、作業の効率化、生産コストの低減に努める。

イ 基幹路網の整備計画

開設/拡張	種類	(区分)	位置(字、林班等)	路線名	(延長及び箇所数)	(利用区域面積)	うち前半5カ年	対図番号	備考
拡張	自動車道		大子町	志那志沢線	1	—	1	—	

拡張	自動車道		大子町	林道滝沢線	1	—	1	—	
計					2	—	2	—	

ウ 基幹路網の維持管理に関する事項

「森林環境保全整備事業実施要領」(平成14年3月29日付け13林整整第885号林野庁長官通知), 「民有林林道台帳について」(平成8年5月16日8林野基第158号林野庁長官通知)等に基づき管理者を定め, 台帳を作成して適切に管理する。

(2) 細部路網の整備に関する事項

ア 細部路網の作設に係る留意点

継続的な使用に供する森林作業道の開設に当たっては, 丈夫で簡易な規格・構造の路網を整備する観点等から森林作業道作設指針(平成22年11月17日付け22林整整第656号林野庁長官通知)を基本とし県が定める森林作業道作設指針に則り開設する。

イ 細部路網の維持管理に関する事項

森林作業道作設指針等に基づき, 森林作業道が継続的に利用できるよう適正に管理する。

4 その他必要な事項

施設の種類	位置	規模	対図番号	番号
該当なし				

第8 その他必要な事項

1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

施業共同化の推進による事業量の確保に伴い、林業従事者の雇用の安定、機械化による労働の軽減を図る。また、林業研究グループ等の活動の推進により林業経営に対する意欲の醸成を推進する。

2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

作業システムの高度化については、森林施業の効率化、労働災害の減少等に資する高性能林業機械等の開発・改良及びその導入・稼働率の向上を図るものとする。また、現地の作業条件に応じた作業システムを効率的に展開できる技術者・技能者の養成を計画的に推進するものとするほか、高性能林業機械の導入及びその効率的な利用を確保するため、リースやレンタルの活用や林業機械の共同利用など、林業機械の利用体制の整備について積極的に取り組むものとする。低コストで効率的な作業システムに対応するため、林業機械の導入を促進する。

高性能林業機械を主体とする林業機械の導入目標

作業の種類		現状（参考）	将来
伐倒		チェーンソー	ハーベスタ、フェラバンチャ
造材		チェーンソー	ハーベスタ、プロセッサ
造林	地拵、下刈り	チェーンソー・刈払機	チェーンソー・刈払機

3 林産物の利用の促進のために必要な施設の設備に関する事項

林産物の生産（特用林産物）・流通・加工販売施設の整備計画

施設の種類の	現状（参考）			計画			備考
	位置	規模	対図番号	位置	規模	対図番号	
間伐材等炭化	池田	木炭 木酢液	△1				
小径木加工施設	相川	丸棒加工	△2				

Ⅲ 森林の保護に関する事項

第1 鳥獣害の防止に関する事項

1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域における鳥獣害の防止の方法

(1) 区域の設定

特になし

(2) 鳥獣害の防止の方法

県境付近において、近年、ニホンジカを目撃例があることから、関係機関からの情報収集及び共有化に努め、必要な措置を講じることとする。

第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他森林の保護に関する事項

1 森林病虫害の駆除又は予防の方法

(1) 森林病虫害の駆除及び予防の方針及び方法

日本海側を中心に被害区域が拡大しているカシノナガキクイムシによるナラ枯れについては、広く情報を収集するとともに、監視を徹底し、地域の体制づくりを含めた適切な防除を推進する。気象災害については、凍害等の発生を回避するための指導に努めるものとする。風害・干害、病虫害等から森林を守るため、県及び県試験研究機関の指導・協力を得ながらその防除に努めることとする。

(2) その他

特になし

2 鳥獣による森林被害対策の方法

ノウサギ、ノネズミによる幼齢木の被害については、早期発見及び早期防除に努める。

3 林野火災の予防の方法

林野火災については、山火事等による森林被害を防止するため、林内歩道の整備を図りつつ、山火事警防等を適時適切に実施する。また、地域への入込み者に対して森林保護の啓蒙に努めるものとする。

4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

森林病虫害の駆除のため、火入れを実施する場合には、町長あてに申請し、許可が必要となる。

5 その他必要な事項

(1) 病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を推進すべき森林

森林の区域	備考
該当なし	

(2) その他

特になし

IV 森林の保健機能の増進に関する事項

1 保健機能森林の区域

該当なし

2 保健機能森林の区域内の森林における造林，保育，伐採その他の施業の方法

施業の区分	施業の方法
伐採	択伐を原則とする。
造林	伐採後は速やかに，植栽又は更新作業を行うこととし，2年以内に更新完了するものとする。
植栽	植栽は，できるだけ多様な樹種構成となるよう配慮するものとする。
保育	雑草木類の繁茂状況に応じ毎年1回以上行うものとする。

3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備

(1) 森林保健施設の整備

特になし

(2) 立木の期待平均樹高

樹種	期待平均樹高(m)	備考
該当なし		

4 その他必要な事項

特になし

V その他森林の整備のために必要な事項

1 森林経営計画の作成に関する事項

(1) 森林経営計画の記載内容に関する事項

森林経営計画を作成するに当たり、次に掲げる事項について適切に計画に定めるものとする。

ア IIの第2の3の「植栽によらなければ的確な更新が困難な森林における主伐後の植栽」

イ IIの第4の「公益的機能別施業森林等の整備に関する事項」

ウ IIの第5の3の「森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項」及びIIの第6の3の「共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項」

エ IIIの「森林の保護に関する事項」

(2) 森林法施行規則第33条第1号ロの規定に基づく区域

区域名	林班	区域面積 (ha)
黒沢北	53～86	2,591.25
黒沢南	46～52, 87～117	2,217.51
佐原	121～165	1,987.07
宮川	338～369	1,463.47
大子	118～120, 166, 167, 190～228	1,585.10
依上	370～423	1,993.00
池田・袋田	305～337	1,354.69
生瀬北	239～289	2,209.00
生瀬南	229～238, 290～304	1,082.20
上下小川西	5～29	1,870.65
上下小川東	1～4, 30～45, 168～189	2,143.70

2 生活環境の整備に関する事項

本町の集落間を結ぶ連絡線形の基幹林道については、八溝多賀地域森林計画書を踏まえて、補助事業による開設及び舗装を計画することで、広範囲な林業地域の連絡機能と生活関連基盤の道路としての役割をもたせることとする。

また、県で行っている広域林道整備事業が円滑に推進されるよう、町・森林組合・地区住民が一体となり協力体制を整えることとする。

生活環境施設の整備計画

施業の種類	位置	規模	対図番号	備考
林道整備	栃原地区	1.4 km	□1	
	黒沢地区	5.7 km	□2	
	西金地区	5.4 km	□3	
	計	12.5 km		

3 森林整備を通じた地域振興に関する事項 特になし

4 森林の総合利用の推進に関する事項

農村景観の保全及び身近な森林レクリエーションの利用の場として、森林整備を推進していく。

5 住民参加による森林整備に関する事項

緑の募金活動等の緑化運動の展開により普及啓発を図るとともに、体験研修や森林ボランティア活動についての受け入れに関する情報の提供等を通じて住民参加の森林づくりを推進していく。

(1) 地域住民参加による取り組みに関する事項

住宅化が進んだ市街地や各公共・民間施設付近の里山林では、補助事業等を活用して地域住民参加による里山林の整備を推進するとともに、緑の少年団事業等を活用した巣箱の設置等を通じて、小・中学生をはじめとした青少年に対して、自然への興味と愛着を持たせることを図り、また、住民参加による木工品展示会及び県の林業技術センターや奥久慈憩いの森施設内の森林学習館等を利用しての林業体験教室の実施、林産物きのか栽培講習会、うるし塗及び掻き講習会等を企画し実施することで、住民の森林作りへの意義を普及・啓蒙させるとともに、森林の整備を推進する。

(2) 上下流連携による取り組みに関する事項

福島県側の八溝山を水源とする久慈川は、2県にまたがって流れ、本県では、本町をはじめ下流の市町村の水源として重要な役割を果たしている。また、その水系に属する支流は、本町においても八溝川、押川、大沢川等多数有り、豊かな自然環境を形成しながら、流域の農林業に恵みを与えている。

このようなことから、流域市町村と連携しながら、水源としての森林造成について積極的に推進することとする。

(3) その他

特になし

6 その他必要な事項

(1) 法令による施業の制限

保安林その他法令により施業について制限を受けている森林については、当該制限に従って施業を行わなければならない。

(2) 森林の保護及び管理

森林保護のため、林野火災予防の啓蒙普及活動の実施及び森林保全巡視員と連携した森林パトロールを行うとともに、森林保護標板の設置を行い、地域への入り込み者に対して森林保護の啓蒙に努める。

(附) 参 考 資 料